

火薬類取締法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年五月二十四日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第四号

火薬類取締法施行細則等の一部を改正する規則

(火薬類取締法施行細則等の一部改正)

第一条 次に掲げる規則の規定中「第三十条の八」を「第三十条の六第四項」に改める。

一 火薬類取締法施行細則(昭和三十六年七月奈良県規則第三十三号)第三条の表二の項下欄イただし書

二 高圧ガス保安法施行細則(平成十三年三月奈良県規則第八十七号)第二条第二項第一号ただし書

三 奈良県恩給等支給規則(昭和三十四年十一月奈良県規則第四十六号)第十七条第二項

四 奈良県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和四十五年三月奈良県規則第七十七号)第四条第一項ただし書

五 奈良県屋外広告物条例施行規則(昭和三十五年六月奈良県規則第三十四号)第八条の二第一項第五号ただし書

(宅地建物取引業法施行細則の一部改正)

第二条 宅地建物取引業法施行細則(昭和四十年四月奈良県規則第五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号ただし書中「第三十条の九」を「第三十条の七第四項」に、「第三十条の八」を「第三十条の六第四項」に改める。

附 則

この規則は、令和六年五月二十七日から施行する。